

平成 27 年度における行政機関個人情報保護法の施行の状況について

I 調査の目的

この調査は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号。以下「法」という。）第 49 条の規定に基づき、法の施行の状況を的確に把握し、広く国民に明らかにすることによって、個人情報保護制度の適正かつ的確な運用に資することを目的として行ったものである。

II 調査の対象

1 対象機関

法第 2 条第 1 項各号に規定する行政機関のすべて（45 機関）

第 1 号 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関（5 機関）

内閣官房、内閣法制局、国家安全保障会議、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、知的財産戦略本部、地球温暖化対策推進本部、地域再生本部、郵政民営化推進本部、中心市街地活性化本部、道州制特別区域推進本部、総合海洋政策本部、宇宙開発戦略本部、総合特別区域推進本部、原子力防災会議、国土強靱化推進本部、社会保障制度改革推進本部、健康・医療戦略推進本部、社会保障制度改革推進会議、水循環政策本部、まち・ひと・しごと創生本部、サイバーセキュリティ戦略本部、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部、人事院及び復興庁

（注）下線を付した各機関については、事務処理の実態を踏まえ、本調査結果では、内閣官房の内数として整理。

第 2 号 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法第 49 条第 1 項及び第 2 項に規定する機関（これらの機関のうち第 4 号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）（7 機関）

内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会、金融庁、消費者庁及び個人情報保護委員会

第 3 号 国家行政組織法第 3 条第 2 項に規定する機関（第 5 号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）（30 機関）

総務省、公害等調整委員会、消防庁、法務省、公安審査委員会、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、スポーツ庁、厚生労働省、中央労働委員会、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁、国土交通省、運輸安全委員会、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省及び防衛装備庁

第 4 号 内閣府設置法第 39 条及び第 55 条並びに宮内庁法第 16 条第 2 項の機関並びに内閣府設置法第 40 条及び第 56 条（宮内庁法第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの（1 機関）

<国家公安委員会に置かれる特別の機関>
警察庁

第 5 号 国家行政組織法第 8 条の 2 の施設等機関及び同法第 8 条の 3 の特別の機関で、政令で定めるもの（1 機関）

<法務省に置かれる特別の機関>
検察庁

第 6 号 会計検査院

（注）1 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部は、平成 27 年 6 月 25 日設置。

2 平成 27 年度以降の行政機関の組織改編については、本文末の別表参照。

2 対象期間

平成 27 年 4 月 1 日から 28 年 3 月 31 日までの状況について、平成 28 年 3 月 31 日現在で調査（本文中で引用している法令及び条項は平成 28 年 3 月 31 日時点のものである。）

Ⅲ 調査の結果

1 個人情報ファイルの状況

(1) 個人情報ファイルの保有状況

個人情報ファイル（特定の保有個人情報を検索できるように体系的に構成したもの）については、その概要を明らかにすることにより透明性の確保を図るため、法第 11 条に基づき、個人情報ファイル簿を作成し、公表することとされている。

個人情報ファイル簿を作成している行政機関では、個人情報ファイル簿を事務所に備えて閲覧に供するとともに、電子政府の総合窓口（e-Gov）により公表している。

平成 28 年 3 月 31 日現在、個人情報ファイル簿に掲載されていた個人情報ファイルの数は、表 1-1 のとおり、62,603 ファイルとなっている。これらの個人情報ファイルを電算処理・マニュアル処理の別にみると電算処理のものが 53,507 ファイルと 85.5%を占めており、人数の規模別にみると 1 万人未満のものが 33,515 ファイルと 53.5%を占めている。

表 1-1 個人情報ファイルの状況

(単位：ファイル、%)

	総 数	(内 訳)			
		1 万人 未 満	1 万人 以上 10 万人 未 満	10 万人 以上 100 万人 未 満	100 万人 以上
計	62,603 (100)	33,515 (53.5)	21,043 (33.6)	7,805 (12.5)	240 (0.4)
電算処理	53,507 (85.5)	25,981	19,629	7,662	235
マニュアル処理	9,096 (14.5)	7,534	1,415	142	5

(2) 新たに保有した個人情報ファイル

平成 27 年度に行政機関で新たに保有することになった個人情報ファイルの数は、表 1-2 のとおり、432 ファイルとなっており、電算処理・マニュアル処理の別にみると電算処理のものが 410 ファイル、マニュアル処理のものが 22 ファイルとなっている。

(注) 新たに保有した個人情報ファイルの概要については、資料 2-1 ①を参照。

表 1-2 新たに保有した個人情報ファイル

(単位：ファイル)

年 度	総 数	(内 訳)	
		電算処理	マニュアル処理
平成 27 年度	432	410	22

(3) 個人情報ファイルの記録情報に係る業務委託等の状況

行政機関では、行政サービスの向上、行政運営の効率化等を図るため、事務の全部又は一部を委託し、又は派遣労働者を活用している。

平成 27 年度に個人情報ファイル簿に記録されていた個人情報ファイルの記録情報に係る業務委託等の状況についてみると、表 2 のとおり、業務委託等を実施した個人情報ファイルは 52,226 ファイルとなっており、その内訳は、記録情報の全部又は一部の取扱いを業務委託しているものが 52,191 ファイル、派遣労働者に行かせたものが 64 ファイルとなっている。

表2 個人情報ファイルの業務委託等の状況

(単位：ファイル、%)

	業務委託等を実施したもの	業務委託等の内容別の内訳(複数該当あり)					派遣労働者
		業務委託	民間事業者等	業務委託先別の内訳(複数該当あり)			
				国	独立行政法人等	地方公共団体	
計	52,226 (100)	52,191 (99.9)	52,157 (99.9)	0 (0)	33 (0.1)	2 (0.0)	64 (0.1)
電算処理	52,104 (99.8)	52,083	52,050	0	33	1	46
マニュアル処理	122 (0.2)	108	107	0	0	1	18

(注) 「業務委託等の内容別の内訳」については、1ファイルの一部を民間事業者等、一部を派遣労働者に委託する場合があるため、「業務委託等を実施したもの」と内訳の合計は必ずしも一致しない。

(4) 個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況

法第8条では、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用・提供することは、法令に基づく場合を除き、社会公共の利益になる場合や本人の同意がある場合などで、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるときに限り、認められている。

平成27年度に利用目的以外の目的のために利用・提供されたことのある個人情報ファイルの数は、表3のとおり。

(注) 利用目的以外の目的のための利用・提供された事例の概要については、資料2-1②及び③を参照。

表3 個人情報ファイルの利用目的以外の利用・提供の状況

(単位：ファイル)

年度	法令に基づく場合(注1)	社会公共の利益になる場合や本人の同意がある場合(注2)
平成27年度	2,523	238
(参考)平成26年度	2,698	279

(注) 1. 「法令に基づく場合」とは、例えば、国税徴収法(昭和34年法律第147号)第141条に基づく検査において保有個人情報を提供したものなどがある。

2. 「社会公共の利益になる場合や本人の同意がある場合」とは、法第8条第2項に規定されたもので、例えば、宮内庁が皇室の活動を広く紹介するため、勲章・褒章拝謁者名簿を報道機関に提供する場合などがある。

2 開示・訂正・利用停止請求の状況

(1) 処理の状況

平成 27 年度に各行政機関の長（法第 46 条の規定に基づき権限の委任を受けた行政機関の職員を含む。以下同じ。）に対して行われた請求事案の件数は、表 4-1～3 のとおり、開示請求が 94,320 件、訂正請求が 34 件、利用停止請求が 16 件となっている。

平成 27 年度に各行政機関の長が処理すべき事案は、①新規受付件数、②前年度からの持ち越し件数、③他機関から事案の移送を受けた件数(注)の合計（開示請求 97,252 件、訂正請求 42 件、利用停止請求 16 件）であり、その処理状況は、以下のとおりである。

- (注) 1. 事案の移送は、開示請求制度及び訂正請求制度に設けられているが、利用停止請求制度については、請求を受けた行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保する観点から設けられており、請求を受けた当該行政機関において利用停止の要件である違反等の事実があるかどうかを判断することとなるものであることから、他の機関への事案の移送を行う仕組みは設けられていない。
2. 行政機関の長への事案の移送は、法第 21 条又は第 33 条の規定に基づき他の行政機関の長から行われる場合と、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第 22 条又は第 34 条の規定に基づき独立行政法人等（独立行政法人等個人情報保護法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）から行われる場合があり、いずれの場合も移送を受けた行政機関の長において処分を行わなければならないこととされている。
3. 行政機関の長から他の機関（他の行政機関の長又は独立行政法人等をいう。以下同じ。）への事案の移送についても、法第 21 条又は第 33 条の規定に基づき他の行政機関の長に対して行われる場合と、法第 22 条又は第 34 条の規定に基づき独立行政法人等に対して行われる場合とがある。

表 4-1 処理の状況(開示請求)

(単位：件、%)

年 度	処理すべき事案				事案の処理状況			
	新規受付 件数	前年度 からの 持ち越 し件数	他機関か ら移送を 受けた件 数	計	事案の処理 を終了した 件数	取り下げ られた件 数	他機関に 全部を移 送した件 数	次年度に 処理を持 ち越した 件数
平成 27 年度	94,320	2,897	35	97,252 (100)	92,902 (95.5)	593 (0.6)	16 (0.0)	3,741 (3.8)
(参考) 平成 26 年 度	96,271	2,325	23	98,619 (100)	95,094 (96.4)	617 (0.6)	16 (0.0)	2,892 (2.9)

- (注) 1. 本表は、行政機関の長に対して行われた請求事案について、平成 28 年 3 月 31 日現在の処理の状況を示している。
2. 1 件の請求事案の一部について処分を行っていても、残りの部分について処分を行っていない場合には、「次年度に処理を持ち越した件数」に計上している。
3. 「取り下げられた件数」には、請求がされた後に、請求者から当該請求を取り下げる旨の申出があり、その結果、処分をする必要がなくなったものをいう。なお、事前段階の情報提供等により請求をしようとした者が請求を取りやめたものは含まない。
4. 「他機関に全部を移送した件数」には、請求事案の全部を他の機関に移送したことで自ら処分をする必要がなくなったものをいう。他の行政機関の長に移送されたものは、当該移送を受けた行政機関の長において「他機関から移送を受けた件数」に計上され、独立行政法人等に移送されたものは、独立行政法人等個人情報保護法の施行状況調査において当該移送を受けた独立行政法人等の「他機関から移送を受けた件数」に計上されている。
5. 事案の一部のみを他の機関に移送する場合、1 件の開示請求事案を分割して複数の他の機関に移送する場合等があるため、「他機関から移送を受けた件数」と「他機関に全部を移送した件数」とは必ずしも一致しない。

表 4-2 処理の状況(訂正請求)

(単位：件、%)

年 度	処理すべき事案				事案の処理状況			
	新規受付 件数	前年度か らの持ち 越し件数	他機関か ら移送を 受けた件 数	計	事案の処 理を終了 した件数	取り下げ られた件 数	他機関に 全部を移 送した件 数	次年度に 処理を持 ち越した 件数
平成 27 年度	34	7	1	42 (100)	37 (88.1)	0 (0)	1 (2.4)	4 (9.5)
(参考) 平成 26 年度	38	2	1	41 (100)	33 (80.5)	0 (0)	1 (2.4)	7 (17.1)

(注) 本表は、行政機関の長に対して行われた請求事案について、平成 28 年 3 月 31 日現在の処理の状況を示している。

表 4-3 処理の状況(利用停止請求)

(単位：件、%)

年 度	処理すべき事案			事案の処理状況		
	新規受付件 数	前年度から の持ち越し 件数	計	事案の処理を 終了した件数	取り下げられ た件数	次年度に処理 を持ち越した 件数
平成 27 年度	16	0	16 (100)	16 (100)	0 (0)	0 (0)
(参考) 平成 26 年度	6	1	7 (100)	7 (100)	0 (0)	0 (0)

(注) 本表は、行政機関の長に対して行われた請求事案について、平成 28 年 3 月 31 日現在の処理の状況を示している。

また、受け付けた訂正請求・利用停止請求について、請求内容の区分別にみると、表 4-4 のとおりとなっている。

表 4-4 訂正請求及び利用停止請求の請求内容の区分別の状況

(単位：件)

年 度	訂 正 請 求				利 用 停 止 請 求			
	件数	区分別の内訳 (複数該当あり)			件数	区分別の内訳 (複数該当あり)		
		訂正	追加	削除		利用の 停止	消去	提供の 停止
平成 27 年度	34	31	5	2	16	11	9	10
(参考) 平成 26 年 度	38	33	3	12	6	4	1	2

(2) 開示・訂正・利用停止決定等の状況

ア 平成 27 年度には、開示決定等が 94,065 件、訂正決定等が 37 件、利用停止決定等が 16 件行われており、これらの状況は、表 5-1～3 のとおりで、全部開示決定の割合は前年度とほぼ横ばいである。

なお、開示決定されるものの中には、保有個人情報に不開示情報が含まれているが個人の権利利益を保護するために特に必要があるとして行政機関の長の判断により開示されるもの（法第 16 条に基づく裁量的開示）があるが、平成 27 年度は実績がない。

表 5-1 処分の状況(開示決定等)

(単位：件、%)

年 度	件数	開示決定			不開示決定	(全部又は一部を開示したもののうち裁量的開示)
			全部	一部		
平成 27 年度	94,065 (100)	91,415 (97.2)	38,597 (41.0)	52,818 (56.2)	2,650 (2.8)	0 (0)
(参考) 平成 26 年度	97,112 (100)	93,643 (96.4)	39,331 (40.5)	54,312 (55.9)	3,469 (3.6)	0 (0)

(注) 開示決定等の件数は、請求者への通知の件数を計上している。開示請求のあった1事案を分割して複数の開示決定等を行っているものや、関連する複数の事案をまとめて通知しているものがあることから、表 5-1～3 の「件数」と表 4-1～3 の「事案の処理を終了した件数」とは必ずしも一致しない。

表 5-2 処分の状況(訂正決定等)

(単位：件、%)

年 度	件数	訂正決定			不訂正決定
			全部	一部	
平成 27 年度	37 (100)	10 (27.0)	3 (8.0)	7 (19.0)	27 (73.0)
(参考) 平成 26 年度	33 (100)	8 (24.2)	3 (9.1)	5 (15.2)	25 (75.8)

表 5-3 処分の状況(利用停止決定等)

(単位：件、%)

年 度	件数	利用停止決定			不利用停止決定
			全部	一部	
平成 27 年度	16 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	16 (100)
(参考) 平成 26 年度	7 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (100)

イ 行政機関の長は、請求があったときは、請求があった日から 30 日以内に決定をしなければならない（法第 19 条第 1 項、第 31 条第 1 項、第 40 条第 1 項）が、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30 日以内に限り延長することができる（法第 19 条第 2 項、第 31 条第 2 項、第 40 条第 2 項）こととされている。

開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、請求があった日から 60 日以内にそのすべてについて決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、決定の期限の特例として、60 日以内に請求に係る保有個人情報の「相当の部分」

につき決定をし、残りの保有個人情報については「相当の期間」内に決定をすれば足りることとされており、この場合、請求者に決定をする期限を通知することとされている（法第 20 条）。

また、訂正決定、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、「相当な期間」内に決定をすれば足りることとされており、この場合、請求者に決定する期限を通知することとされている（法第 32 条、第 41 条）。

平成 27 年度に行われた開示・訂正・利用停止決定等に係る処分の状況についてみると、表 6-1～3 のとおりとなっており、延長手続を採らなかった事案で 30 日以内に決定されなかったものが開示請求事案で 1 件、延長手続を採った事案のうち延長した期限までに決定されなかったものはなかった

なお、期限の特例を適用した事案のうち、通知した期限までに決定されなかったものはなかった。

（注） 延長手続を採らなかった事案で 30 日以内に決定されなかったもの又は延長手続を採った事案で延長した期限までに決定されなかったものの概要は、資料 2-2 ①及び②を参照。

表 6-1 期限の延長、遵守の状況（開示決定等）

（単位：件、％）

年 度	総数	30 日以内又は期限までに		延長手続を採らなかった事案のうち 30 日以内に		延長手続を採った事案のうち延長した期限までに		期限の特例を適用した事案のうち通知した期限までに	
		決定されたもの (①③⑤の合計)	決定されなかったもの (②④⑥の合計)	決定されたもの (①)	決定されなかったもの (②)	決定されたもの (③)	決定されなかったもの (④)	決定されたもの (⑤)	決定されなかったもの (⑥)
平成 27 年度	94,065 (100)	94,064 (100.0)	1 (0.0)	91,219 (97.0)	1 (0.0)	2,753 (2.9)	0 (0.0)	92 (0.1)	0 (0)
(参考) 平成 26 年度	97,112 (100)	97,103 (100.0)	9 (0.0)	94,725 (97.5)	5 (0.0)	2,315 (2.4)	4 (0.0)	63 (0.1)	0 (0)

表6-2 期限の延長、遵守の状況(訂正決定等)

(単位：件、%)

年 度	総数	30日以内又は期限までに		延長手続を採らなかった事案のうち30日以内に		延長手続を採った事案のうち延長した期限までに		期限の特例を適用した事案のうち通知した期限までに	
		決定されたもの (①③⑤の合計)	決定されなかったもの (②④⑥の合計)	決定されたもの (①)	決定されなかったもの (②)	決定されたもの (③)	決定されなかったもの (④)	決定されたもの (⑤)	決定されなかったもの (⑥)
		平成27年度	37 (100)	37 (100)	0 (0)	22 (59.5)	0 (0)	13 (35.1)	0 (0)
(参考) 平成26年度	33 (100)	33 (100)	0 (0)	24 (72.7)	0 (0)	9 (27.3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

表6-3 期限の延長、遵守の状況(利用停止決定等)

(単位：件、%)

年 度	総数	30日以内又は期限までに		延長手続を採らなかった事案のうち30日以内に		延長手続を採った事案のうち延長した期限までに		期限の特例を適用した事案のうち通知した期限までに	
		決定されたもの (①③⑤の合計)	決定されなかったもの (②④⑥の合計)	決定されたもの (①)	決定されなかったもの (②)	決定されたもの (③)	決定されなかったもの (④)	決定されたもの (⑤)	決定されなかったもの (⑥)
		平成27年度	16 (100)	16 (100)	0 (0)	14 (87.5)	0 (0)	2 (12.5)	0 (0)
(参考) 平成26年度	7 (100)	7 (100)	0 (0)	4 (57.1)	0 (0)	3 (42.9)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

開示請求事案について、30日以内に決定されなかったものを機関別にみると、表6-4のとおりとなっている。

また、30日以内に決定されなかった理由については進行管理の不備を挙げている。

表6-4 30日以内又は期限までに決定されなかったもの

○ 延長手続を採らなかった事案で30日以内に決定されなかったものの機関別内訳
(単位：件)

	行政機関名	件数	超過した日数		
			7日以内	30日以内	30日超
開示請求	法務省	1	0	0	1

(注) 延長手続を採らなかった事案で30日以内に決定されなかったものの概要は、資料2-2①を参照。

ウ 平成27年度に行われた開示・訂正・利用停止決定等において、全部又は一部を不開示・不訂正とした理由をみると、表7-1～3のとおりとなっている。

表7-1 全部又は一部を不開示とした理由（開示決定等）

(単位：件、%)

年 度	全部又は一部を不開示とした事案の件数	理由の内訳(複数該当あり)			
		不開示情報に該当	保有個人情報不存在	存否応答拒否	その他
平成27年度	55,468 (100)	53,467 (96.4)	1,706 (3.1)	57 (0.1)	357 (0.6)
(参考) 平成26年度	57,781 (100)	56,125 (97.1)	2,543 (4.4)	28 (0.0)	815 (1.4)

(注) 1. 1件の決定において複数の理由に該当するものがあるため、「全部又は一部を不開示とした事案の件数」と各項目の合計は必ずしも一致しない。

2. 「その他」は、形式上の不備などを理由とするものである。

表7-2 全部又は一部を不訂正とした理由（訂正決定等）

（単位：件、％）

年 度	全部又は一部を不訂正とした事案の件数	理由の内訳（複数該当あり）			
		行政機関の長の判断によるもの	保有個人情報不存在	他の法令で特別の手續が定められていることによるもの	その他
平成27年度	34 (100)	30 (88.2)	0 (0)	0 (0)	4 (11.8)
(参考) 平成26年度	30 (100)	28 (93.3)	1 (3.3)	0 (0)	3 (10.0)

- (注) 1. 1件の決定において複数の理由に該当するものがあるため、「全部又は一部を不訂正とした事案の件数」と各項目の合計は必ずしも一致しない。
2. 「その他」は、形式上の不備などを理由とするものである。

表7-3 全部又は一部を不利用停止とした理由（利用停止決定等）

（単位：件、％）

年 度	全部又は一部を不利用停止とした事案の件数	理由の内訳（複数該当あり）			
		行政機関の長の判断によるもの	保有個人情報不存在	他の法令で特別の手續が定められていることによるもの	その他
平成27年度	16 (100)	11 (85.7)	0 (0)	1 (6.3)	4 (25.0)
(参考) 平成26年度	7 (100)	6 (85.7)	0 (0)	0 (0)	1 (14.3)

- (注) 1. 1件の決定において複数の理由に該当するものがあるため、「全部又は一部を不利用停止とした事案の件数」と各項目の合計は必ずしも一致しない。
2. 「その他」は、形式上の不備などを理由とするものである。

開示決定等において、不開示情報に該当することを理由としたものについて法第14条各号の不開示情報のいずれに該当するか、存否応答拒否によるものについて存否を答えるだけで開示することとなる情報が法第14条各号の不開示情報のいずれに該当するかをそれぞれみると、表7-4のとおりとなっている。

表7-4 不開示情報に該当することを理由としたもの及び存否応答拒否によるものの内訳

（単位：件、％）

		不開示情報に該当	存否応答拒否
件 数		53,467 (100)	57 (100)
内訳 (複数 該当 あり)	第1号 請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報	47 (0.1)	0 (0)
	第2号 請求者以外の個人に関する情報	6,748 (12.6)	28 (49.1)
	第3号 法人等に関する情報	4,024 (7.5)	4 (7.0)
	第4号 国の安全等に関する情報	31 (0.1)	0 (0)
	第5号 公共の安全等に関する情報	707 (1.3)	2 (3.5)
	第6号 審議、検討等に関する情報	886 (1.7)	0 (0)
	第7号 事務又は事業に関する情報	49,002 (91.6)	36 (63.2)

- (注) 1件の決定において複数の不開示情報に該当するものがあるため、「不開示情報又は存否応答拒否とし

た事案の件数」と各項目の合計は必ずしも一致しない。

訂正決定等において、不訂正とした理由を行政機関の長の判断によるものとしたものについて、その内訳をみると、表7-5のとおりとなっている。

表7-5 不訂正とした理由のうち、行政機関の長の判断によるものの内訳
(単位：件、%)

行政機関の長の判断によるもの		30 (100)
内訳 (複数 該当 あり)	評価に関するもの	3 (10.0)
	請求対象の保有個人情報の内容が事実であるもの	14 (46.7)
	訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えるもの	7 (23.3)
	調査を実施したが、事実関係が明らかにならなかったもの	10 (33.3)

(注) 1件の決定において複数の理由に該当するものがあるため、「行政機関の長の判断によるものとした事案の件数」と各項目の合計は必ずしも一致しない。

利用停止決定等において、不利用停止とした理由を行政機関の長の判断によるものとしたものについて、その内訳をみると、表7-6のとおりとなっている。

表7-6 不利用停止とした理由のうち、行政機関の長の判断によるものの内訳
(単位：件、%)

行政機関の長の判断によるもの		11 (100)
内訳 (複数 該当 あり)	違法に取得したものではないもの	6 (54.5)
	法3条2項の規定に違反していないもの	4 (36.4)
	利用目的以外の目的で利用されていないもの	7 (63.6)
	利用目的以外の目的で提供されていないもの	8 (72.7)
	マイナンバー法の規定に違反していないもの	0 (0)
	個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度を超えるもの	0 (0)
	事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの	1 (9.1)

(注) 1件の決定において複数の理由に該当するものがあるため、「行政機関の長の判断によるものとした事案の件数」と各項目の合計は必ずしも一致しない。

(3) 不服申立ての状況

ア 決定について不服がある者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、行政機関の長（法第46条の規定に基づき権限の委任を受けた行政機関の職員を除く。）に対し、審査請求又は異議申立てをすることができる。

平成27年度に行われた不服申立ての状況をみると、表8-1及び2のとおりとなっている。

表8-1 不服申立ての件数

(単位：件)

区分	年度	不服申立ての件数		
		審査請求	異議申立て	
開示請求	平成27年度	201	133	68
	(参考)平成26年度	192	119	73
訂正請求	平成27年度	14	8	6
	(参考)平成26年度	11	5	6
利用停止請求	平成27年度	6	3	3
	(参考)平成26年度	3	3	0

表8-2 不服申立ての内容

(単位：件)

	総数	不開示決定に対する不服				開示決定に対する不服	不作為に対する不服	事案の移送、期限の延長に対する不服	その他
		不開示情報に該当することに対するもの	保有個人情報の不存在とすることに対するもの	存否応答拒否に対するもの	形式上の不備又は権利の濫用等とすることに対するもの				
開示請求	201	122	50	3	1	32	1	8	15
	総数	不訂正・不利用停止の決定に対する不服				訂正決定・利用停止決定に対する不服	不作為に対する不服	事案の移送、期限の延長に対する不服	その他
		行政機関の長の判断とすることに対するもの	保有個人情報の不存在とすることに対するもの	他の法令で特別の手続が定められていることに対するもの	形式上の不備又は権利の濫用等とすることに対するもの				
訂正請求	13	13	0	0	0	1	0	0	0
利用停止請求	6	6	0	0	0	0	0	0	0

(注) 1. 1件の申立てにおいて、当該申立ての内容が複数にわたるものがあるため、「総数」と各項目の合計とは必ずしも一致しない。

2. 「その他」は、決定内容に関わりのない事項に対する不服申立て等の件数を計上するものである。

イ 法第42条において、不服申立てを受けた行政機関の長は、原則として、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した上で、裁決又は決定をすることとされている。

平成27年度において行政機関の長が処理すべき不服申立て事案について、その処理状況を見ると、表9-1のとおりとなっている。

表9-1 不服申立て事案の処理状況

(単位：件、%)

区分	年度	処理すべき件数	裁決・決定等により処理を終了した件数	取り下げられた件数	処理中の件数(次年度に持ち越し)	内 訳		
						処理方針の検討中、諮問の準備中等	審査会に諮問中	審査会の答申後、裁決・決定の準備中
開示請求	平成27年度	409 (100)	154 (37.7)	9 (2.2)	246 (60.1)	41 (10.0)	171 (41.8)	34 (8.3)
	(参考) 平成26年度	374 (100)	157 (42.0)	8 (2.1)	209 (55.9)	45 (12.0)	139 (37.2)	25 (6.7)
訂正請求	平成27年度	33 (100)	13 (39.4)	0 (0)	20 (60.6)	2 (6.1)	16 (48.5)	2 (6.1)
	(参考) 平成26年度	22 (100)	5 (22.7)	0 (0)	17 (77.3)	5 (22.7)	8 (36.4)	4 (18.2)
利用停止請求	平成27年度	9 (100)	2 (22.2)	0 (0)	7 (77.8)	5 (55.6)	1 (11.1)	1 (11.1)
	(参考) 平成26年度	3 (100)	0 (0)	0 (0)	3 (100)	1 (33.3)	2 (66.7)	0 (0)

(注) 「処理方針の検討中、諮問の準備中等」には、不適法な不服申立てであるなど審査会への諮問を要しない事案について、裁決・決定の準備をしているものを含む。

平成27年度において、裁決・決定等により処理を終了した事案について、その状況をみると、表9-2～4のとおりとなっている。

なお、審査会に諮問し、その答申を受けた行政機関の長が、答申の内容と異なる内容の裁決・決定を行ったものはなかった。

表9-2 不服申立てに対する裁決・決定等の状況(開示決定等)

(単位：件、%)

審査会に諮問しないで裁決・決定等を行ったもの(計)	申立て棄却	申立て認容	申立て一部認容	却下	その他
	13	—	4	—	9
審査会に諮問し、答申を受けて裁決・決定を行ったもの(計)	申立て棄却	申立て認容	申立て一部認容	却下	その他
	141	73	4	59	5
計(比率)	申立て棄却	申立て認容	申立て一部認容	却下	その他
154 (100)	73 (47.4)	8 (5.2)	50 (32.5)	14 (9.1)	0 (0)

(注) 「その他」は、不作為に対する異議申立て等に関して請求に対する何らかの行為をするか、又は書面で不作為の理由を示したものの件数を示す。

表9-3 不服申立てに対する裁決・決定等の状況（訂正決定等）

（単位：件、％）

審査会に諮問しないで裁決・決定等を行ったもの（計）	申立て棄却	申立て認容	申立て一部認容	却下	その他
1	—	0	—	1	0
審査会に諮問し、答申を受けて裁決・決定を行ったもの（計）	申立て棄却	申立て認容	申立て一部認容	却下	その他
12	11	1	0	—	0
計（比率）	申立て棄却	申立て認容	申立て一部認容	却下	その他
13 (100)	11 (84.6)	1 (7.7)	0 (0)	1 (7.7)	0 (0)

（注） 「その他」は、不作為に対する異議申立て等に関して請求に対する何らかの行為をするか、又は書面で不作為の理由を示したものの件数を示す。

表9-4 不服申立てに対する裁決・決定等の状況（利用停止決定等）

（単位：件、％）

審査会に諮問しないで裁決・決定等を行ったもの（計）	申立て棄却	申立て認容	申立て一部認容	却下	その他
0	—	0	—	0	0
審査会に諮問し、答申を受けて裁決・決定を行ったもの（計）	申立て棄却	申立て認容	申立て一部認容	却下	その他
2	1	0	0	—	1
計（比率）	申立て棄却	申立て認容	申立て一部認容	却下	その他
2 (100)	1 (50.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (50.0)

（注） 「その他」は、不作為に対する異議申立て等に関して請求に対する何らかの行為をするか、又は書面で不作為の理由を示したものの件数を示す。

ウ 平成27年度における不服申立ての処理日数の状況をみると、不服申立てを受けてから裁決・決定等をした日までに要した日数については、表10-1～3のとおりとなっている。

表10-1 不服申立てを受けてから裁決・決定等をした日までに要した日数（開示決定等）

（単位：件、％）

年度	裁決・決定等により処理を終了した件数	不服申立てを受けてから裁決・決定等をした日までに要した日数				
		90日以内	90日超 半年以内	半年超 9か月以内	9か月超 1年以内	1年超
平成27年度	154 (100)	12 (7.8)	12 (7.8)	22 (14.3)	15 (9.7)	93 (60.4)
(参考) 平成26年度	157 (100)	42 (26.8)	9 (5.7)	10 (6.4)	15 (9.6)	81 (51.6)

表 10-2 不服申立てを受けてから裁決・決定等をした日までに要した日数（訂正決定等）
（単位：件、％）

年 度	裁決・決定等により処理を終了した件数	不服申立てを受けてから裁決・決定等をした日までに要した日数				
		90 日以内	90 日超 半年以内	半年超 9 か月以内	9 か月超 1 年以内	1 年超
平成 27 年度	13 (100)	0 (0)	0 (0)	3 (23.1)	2 (15.4)	8 (61.5)
(参考) 平成 26 年度	5 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (100)

表 10-3 不服申立てを受けてから裁決・決定等をした日までに要した日数（利用停止決定等）
（単位：件、％）

年 度	裁決・決定等により処理を終了した件数	不服申立てを受けてから裁決・決定等をした日までに要した日数				
		90 日以内	90 日超 半年以内	半年超 9 か月以内	9 か月超 1 年以内	1 年超
平成 27 年度	2 (100)	0 (0)	1 (50.0)	0 (0)	0 (0)	1 (50.0)
(参考) 平成 26 年度	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

また、不服申立てを受けてから審査会に諮問した日までに要した日数及び調査日現在(平成 28 年 3 月 31 日)で処理方針の検討中又は審査会への諮問準備中の事案の不服申立てを受けてからの経過日数については、表 10-4 のとおりとなっている。

表 10-4 不服申立てを受けてから審査会への諮問(検討又は準備中を含む)までの期間
（単位：件、％）

		諮問した件数			処理方針の検討中、 審査会への諮問準備中等の件数				
		不服申立てを受けてから審査会に 諮問した日までに要した日数			不服申立てを受けてからの 経過日数				
		30 日以内	30 日超 90 日以内	90 日超	30 日以内	30 日超 90 日以内	90 日超		
開示請求	186 (100)	31 (16.7)	148 (79.6)	7 (3.8)	41 (100)	19 (46.3)	16 (39.0)	6 (14.6)	
訂正請求	13 (100)	2 (15.4)	10 (76.9)	1 (7.7)	2 (100)	2 (100)	0 (0)	0 (0)	
利用停止 請求	2 (100)	1 (50.0)	0 (0)	1 (50.0)	5 (100)	5 (100)	0 (0)	0 (0)	

(注) 90 日超となっている事案の概要は、資料 2-2③、④、⑧、⑨、⑪及び⑫を参照。

このうち、①審査会に諮問した日までに要した日数が 90 日超のもの及び②不服申立てを受けてからの経過日数が 90 日超のものについて機関別にみると、表 10-5 及び 6 のとおり

となっている。

表 10-5 不服申立てを受けてから審査会に諮問した日までに要した日数が 90 日超のもの
(単位：件)

	行政機関名	件数	超過した日数			
			90 日超 100 日以内	100 日超 180 日以内	180 日超 365 日以内	365 日超
開示請求	国土交通省	6	0	0	0	6
	防衛省	1	0	0	1	0
	計	7	0	0	1	6
訂正請求	検察庁	1	0	0	0	1
利用停止 請求	国土交通省	1	0	0	0	1

(注) 90 日超となっている事案の概要は、資料 2-2③、⑧及び⑩を参照。

表 10-6 調査日現在(平成 28 年 3 月 31 日)、処理方針の検討中、審査会への諮問準備中の事
案で、不服申立てを受けてからの経過日数が 90 日超のもの

(単位：
件)

	行政機関名	件数	超過した日数			
			90 日超 100 日以内	100 日超 180 日以内	180 日超 365 日以内	365 日超
開示請求	特許庁	1	0	1	0	0
	国土交通省	4	0	0	0	4
	防衛省	1	0	0	1	0
	計	6	0	1	1	4

(注) 90 日超となっている事案の概要は、資料 2-2④、⑨及び⑫を参照。

諮問までに長期間を要している理由としては、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立てがなされており、不服申立内容の確認等に時間を要していることなどを挙げている。

また、審査会の答申を受けてから裁決・決定をした日までに要した日数及び調査日(平成 28 年 3 月 31 日)現在で裁決・決定の準備中の事案の答申を受けてからの経過日数については、表 10-7 のとおりとなっている。

表 10-7 答申を受けてから裁決・決定(準備中を含む)までの期間

(単位：件、%)

	審査会の答申を受けて 裁決・決定を行った件数				審査会の答申を受けて 裁決・決定の準備中の件数			
	答申を受けてから裁決・決定を した日までに要した日数				答申を受けてからの 経過日数			
	30日以内	30日超 60日以内	60日超		30日以内	30日超 60日以内	60日超	
開示請求	141 (100)	61 (43.3)	76 (53.9)	4 (2.8)	34 (100)	27 (79.4)	7 (20.6)	0 (0)
訂正請求	12 (100)	11 (91.7)	0 (0)	1 (8.3)	2 (100)	2 (100)	0 (0)	0 (0)
利用停止 請求	2 (100)	0 (0)	2 (100)	0 (0)	1 (100)	1 (100)	0 (0)	0 (0)

(注) 60日超となっている事案の概要は、資料2-2⑤、⑥及び⑩を参照。

このうち、答申を受けてから裁決・決定をした日までに要した日数が60日超のものについて、機関別にみると、表10-8のとおりとなっている。

表 10-8 答申を受けてから裁決・決定をした日までに要した日数が60日超のもの

(単位：件)

	行政機関名	件数	超過した日数			
			60日超 70日以内	70日超 90日以内	90日超 180日以内	180日超
開示請求	法務省	1	0	0	0	1
	国土交通省	3	0	3	0	0
	計	4	0	3	0	1
訂正請求	法務省	1	0	0	0	1

(注) 1. 60日超となっている事案の概要は、資料2-2⑤及び⑩を参照。

2. 利用停止請求については、60日超の案件はない。

(4) 審査会における審査状況

法では、不服申立てを受けた行政機関の長は、原則として、審査会に諮問することとされており、審査会の答申を受けて、行政不服審査法に基づく裁決・決定を行うこととなる。

平成27年度における審査会への諮問・答申の状況は、表11のとおりとなっている。

表11 審査会における審査状況

(単位：件、%)

	審査会	諮問 件数	前年度 からの 持越 件数	計	答申 件数	答申類型			取り 下げ られ た 件数	次 年 度 に 持 越 し た 件 数
						諮問 庁の 判断 は妥 当で ある とし たも の	諮問 庁の 判断 は一 部妥 当で ない とし たも の	諮問 庁の 判断 は妥 当で ない とし たも の		
開示 請求	内閣府	188	134	322	150 (100)	82 (54.7)	52 (34.7)	16 (10.7)	5	167
	会計 検査院	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	188	134	322	150 (100)	82 (54.7)	52 (34.7)	16 (10.7)	5	167
訂正 請求	内閣府	18	8	26	10 (100)	8 (80.0)	1 (10.0)	1 (10.0)	1	15
利用 停止 請求	内閣府	2	2	4	3	2	0	1	0	1

(注) 1. 諮問庁では、複数の不服申立て事案を1件にまとめて審査会に諮問する場合があります。表9-1の「審査会に諮問中」の件数と本表の「次年度に持ち越した件数」の件数、表10-3の「当該年度に審査会に諮問した件数」と本表の「新規諮問件数」の件数とは必ずしも一致しない。

2. 答申類型は、諮問時点での諮問庁の判断について答申時点における妥当性で分類したものである。

(5) 訴訟の状況

平成27年度における開示決定等の取消等を求める訴訟についてみると、表12のとおり、新たに6件が地方裁判所に提起されている。この6件及び前年度から係属している7件の計13件のうち、4件について判決が出されている。

また、地方裁判所（第一審）の判決を不服として高等裁判所に控訴されたものが4件あり、この4件及び前年度から係属している2件の計6件のうち、3件について判決が出されている。

さらに、高等裁判所(控訴審)の判決を不服として最高裁判所に上告されたものが1件あり、この1件及び前年度から継続している1件の計2件のうち、2件について判決が出されている。

(注) 訴訟の概要については、資料2-2⑫を参照。

表12 行政機関個人情報保護法に関する訴訟の状況

(単位：件)

		平成27年度	(参考) 平成26年度
地方裁判所 (第一審)	新規提訴	6	9
	前年度から係属	7	6
	係属 計	13	15
	判決	4	6
	取下げ	0	2
	審理中(次年度に持ち越し)	8	7
高等裁判所 (控訴審)	控訴	4	5
	前年度から係属	2	1
	係属 計	6	6
	判決	3	3
	審理中(次年度に持ち越し)	3	3
最高裁判所 (上告審)	上告	1	2
	前年度から係属	1	2
	係属 計	2	4
	判決	2	3
	審理中(次年度に持ち越し)	0	1

3 個人情報の漏えい、滅失、き損事案の状況

(1) 不適正管理事案の発生状況

平成27年度に、個人情報の漏えい、滅失又はき損（以下「不適正管理事案」という。）が発生した又は発生したおそれがあると認められた事案の件数は、表13のとおり、1,075件となっており、前年度より増加している。

これらの事案を発生形態別にみると、配送事故(配送を請け負った事業者による誤送付、紛失)を除き、紛失(22.3%)が最も多くなっている。

表13 不適正管理事案の件数(発生形態別)

(単位:件、%)

年度	不適正管理事案の件数												
	行政機関等・委託業者による不適正管理事案(配送事故を除く)										配送事故		
	発生形態別										発生形態別		
	誤送付・誤送信	誤交付	誤廃棄	紛失	ネット上に流出	盗難	その他	うち不正アクセスによるもの		誤送付・誤送信	紛失		
平成27年度	1,075 (100)	679 (63.2)	238 (22.1)	75 (7.0)	67 (6.2)	240 (22.3)	4 (0.4)	0 (0)	23 (2.1)	32 (3.0)	396 (36.8)	384 (35.7)	12 (1.1)
(参考) 平成26年度	916 (100)	503 (54.9)	190 (20.7)	70 (7.6)	9 (1.0)	165 (18.0)	17 (1.9)	1 (0.1)	11 (1.2)	25 (2.7)	413 (45.1)	394 (43.0)	16 (1.7)

(注) 一部府省における一部事案の詳細が不明で分類できないため、「不適正管理事案の件数」と「発生形態別」の各項目の合計は一致しない。

(2) 個人情報の種類及び事案の規模

不適正管理事案の対象となった個人情報の種類及び事案の規模の内訳は、表14のとおりである。個人情報により識別できる個人の数(規模)別にみると、事案に含まれる個人の数(規模)が5人以下のものが、870件(80.9%)と最も多くなっているが、1,000人を超えるものも見られる。

表14 不適正管理事案の内容(個人情報の種類及び事案の規模)

(単位:件、%)

年度	不適正管理事案の件数(再掲)									
	情報の種類				個人の数					
	国民等及び職員	国民等	職員	1人～5人	6人～50人	51人～100人	101人～1,000人	1,001人～		
平成27年度	1,075 (100)	87 (8.1)	936 (87.1)	52 (4.8)	870 (80.9)	108 (10.0)	23 (2.1)	50 (4.7)	24 (2.2)	
(参考) 平成26年度	916 (100)	44 (4.8)	828 (90.4)	25 (2.7)	780 (85.2)	72 (7.9)	19 (2.1)	14 (1.5)	12 (1.3)	

(注) 一部府省における一部事案の詳細が不明で分類できないため、「不適正管理事案の件数」と「情報の種類」「個人の数」それぞれの各項目の合計は一致しない。

(3) 不適正管理事案の発生元

平成27年度における不適正管理事案の発生元をみると、表15のとおり、行政機関の管理下で発生した件数が1,058件(98.4%)、委託先の管理下で発生した件数が17件(1.6%)となっている。

表 15 不適正管理事案の発生元

(単位：件、%)

年 度		平成 27 年度	(参考) 平成 26 年度
不適正管理事案の件数(再掲)		1,075 (100)	916 (100)
行政機関が管理		1,058 (98.4)	496 (54.1)
人	職員	651 (60.6)	490 (53.5)
	第三者	396 (36.8)	1 (0.1)
	不明・その他	11 (1.0)	5 (0.5)
場 所	庁舎内	554 (51.5)	436 (47.6)
	庁舎外	490 (45.6)	55 (6.0)
	不明	14 (1.3)	5 (0.5)
委託先が管理		17 (1.6)	401 (43.8)
人	従事者	15 (1.4)	398 (43.4)
	第三者	1 (0.1)	1 (0.1)
	不明・その他	1 (0.1)	2 (0.2)
場 所	委託元庁舎内	4 (0.4)	7 (0.8)
	委託元庁舎外	12 (1.1)	386 (42.1)
	委託先事業所内	6 (0.6)	6 (0.7)
	委託先事業所外	6 (0.6)	380 (41.5)
	不明	1 (0.1)	8 (0.9)

(注) 1. 「その他」は、天災・人の介在しない事故による事案をいう。

2. 一部府省における一部事案の詳細が不明で分類できないため、「不適正管理事案の件数」と「行政機関が管理する件数」と「委託先が管理する件数」の合計は一致しない。

3. 行政機関において、行政機関が管理している保有個人情報か委託先が管理している保有個人情報かの別、それらの発生元及び発生場所を平成 27 年度に精査した結果、前年度との数値に異動が生じている。

(4) 不適正管理事案への対応状況

平成 27 年度における不適正管理事案への対応状況についてみると、表 16 のとおり、「本人等への情報提供」、「情報の回収」が多いものの、「再発防止策」の実施率が 63.2%と事案への対応が不十分なものがみられる。

表 16 不適正管理事案への対応状況

(単位：件、%)

年 度		平成 27 年度	(参考)平成 26 年度
不適正管理事案の件数 (再掲)		1,075 (100)	916 (100)
事 案 へ の 対 応 状 況	本人等への情報提供	695 (64.7)	561 (61.2)
	事案の公表	312 (29.0)	275 (30.0)
	情報の削除等の措置依頼	72 (6.7)	67 (7.3)
	情報の回収	646 (60.1)	571 (62.3)
	関係者の処分等	153 (14.2)	60 (6.6)
	委託契約の解除等	2 (0.2)	1 (0.1)
	再発防止策	679 (63.2)	874 (95.4)
	その他	26 (2.4)	18 (2.0)
	上記以外に対応中又は対応を検討中	5 (0.5)	7 (0.8)

(注) 1. 1 件の事案において複数の項目に該当するものがあるため、「不適正管理事案の件数」と「事案への対応状況」の各項目の件数の合計とは必ずしも一致しない。

2. 「関係者の処分等」は、当該事案にかかわった職員に対して懲戒処分、刑事告発等を行ったものをいう（表 18 参照）。
3. 「その他」は、警察への被害届の提出などをいう。
4. 「上記以外に対応中又は対応を検討中」とは、調査日（平成 28 年 3 月 31 日）現在において、対応中又は対応策を検討中であることをいう。

（５）再発防止策の措置状況

平成 27 年度における不適正管理事案が発生した場合の再発防止策について、組織的安全管理措置、物理的安全管理措置又は技術的安全管理措置に該当する件数等は表 17 のとおりである。

表 17 再発防止策の措置状況

（単位：件、％）

年 度		平成 27 年度	(参考)平成 26 年度	
		平成 27 年度	(参考)平成 26 年度	
再発防止策を講じた事案の件数（再掲）		679 (100)	874 (100)	
内 訳	組 織 的 安 全 管 理 措 置	管理体制の整備	132 (19.4)	84 (9.6)
		規程・マニュアルの整備・見直し	138 (20.3)	74 (8.5)
		職員の教育研修	329 (48.5)	179 (20.5)
		職員の指導監督	541 (79.7)	398 (45.5)
		委託先の指導監督	17 (2.5)	396 (45.3)
	物 理 的 安 全 管 理 措 置	誤送付・誤送信防止措置	26 (3.8)	27 (3.1)
		紛失・誤廃棄防止措置	26 (3.8)	29 (3.3)
		盗難防止措置	5 (0.7)	5 (0.6)
	技 術 的 安 全 管 理 措 置	暗号化措置	2 (0.3)	8 (0.9)
		アクセス制御措置	4 (0.6)	3 (0.3)
		誤送付・誤送信防止のためのシステムの改修措置	1 (0.1)	4 (0.5)

- (注) 1. 1 件の事案において複数の項目に該当するものがあるため、「再発防止策を講じた事案の件数」と「内訳」の各項目の件数の合計とは必ずしも一致しない。
2. 「管理体制の整備」は、個人情報保護担当者の指定等、体制に係るものをいう。
 3. 「規程・マニュアルの整備・見直し」は、個人情報の取扱いの方法などを定めたマニュアル等の見直しを行ったものをいう。
 4. 「職員の教育研修」は、事案の発生に対応した臨時の研修を実施したり、通常教育研修について発生した事案の再発防止を取り入れたものに見直しを実施したものをいう。
 5. 「職員の指導監督」は、指導通知の発出、個人情報の庁舎外への持ち出しの際の手続遵守の徹底指導などをいう。
 6. 「委託先の指導監督」は、委託先における安全確保措置の履行状況の確認、指導などをいう。
 7. 「誤送付・誤送信防止措置」は、業務に応じた使用 F A X の設定などをいう。
 8. 「紛失・誤廃棄防止措置」は、専用の保管場所の設定などをいう。
 9. 「盗難防止措置」は、監視カメラの設置、執務室等への鍵の設置などをいう。
 10. 「暗号化措置」は、ソフトの導入等によりデータの暗号化等を図る措置をいう。
 11. 「アクセス制御措置」は、パスワード等（パスワード、I C カードなど）の設定により、アクセス制御を図る措置をいう。
 12. 「誤送付・誤送信防止のためのシステムの改修措置」は、メール送信システムの改修などをいう。

(6) 関係者の処分等

平成 27 年度における不適正管理事案に係る関係者の処分等は、表 18 のとおり、153 件（不適正管理事案全体の 14.2%）となっている。

その内訳としては、懲戒処分以外の措置が 148 件とほとんどであり、懲戒処分については 4 件となっている。

表 18 関係者の処分等

(単位：件、%)

年 度	不適正管理事案の件数（再掲）						(参考) 関係者の処分 等実施機関数
	関係者の処分等（再掲）						
		刑 事 告 発	う ち 保 護 法 の 罰 則 要 件 に 該 当	懲 戒 処 分	懲 戒 処 分 以 外 の 措 置		
平成 27 年度	1,075 (100)	153 (14.2)	1 (0.1)	0 (0)	4 (0.4)	148 (13.8)	10 機関（不適正 管理事案のある 機関は 17)
(参考) 平成 26 年度	916 (100)	60 (6.6)	0 (0)	0 (0)	1 (0.1)	59 (6.4)	9 機関（不適正 管理事案のある 機関は 24)

(注) 1 件の事案において複数の処分等に該当するものがあるため、「不適正管理事案の件数」と「関係者の処分等の件数」とは必ずしも一致しない。

(7) 不適正管理事案に対する損害賠償請求訴訟

平成 27 年度における不適正管理事案に対する損害賠償（国家賠償）請求訴訟は、新規に提起されたものはない。

また、平成 27 年度中に言い渡された判決はない。

(注) 訴訟の概要については、資料 2-2 ㉓を参照。

4 監査・点検、教育研修の状況

総務省では、各機関における個人情報の適切な管理を図るため、「個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」（以下「指針」という。）を策定し、各機関では、この指針を参考に、個人情報の適切な管理のための規程（個人情報保護管理規程）を定め、監査・点検、教育研修等、個人情報の適切な管理のための措置を行っている。

（1）監査の状況

指針では、監査責任者（内部監査等を担当する部局の長等）は、保有個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査を行うことを求めている。

平成 27 年度に監査を実施したのは、調査対象機関 45 機関のうち、41 機関（対象機関の 91.1%）となっており、2 機関が新設された当該年度に当たるため、実施率が前年度（93.0%）より減少している。

これらの監査について、要措置事項の有無をみると、表 19 のとおり、措置を要する事項があると指摘されたものは 13 機関、措置を要する事項がないと指摘されたものは 28 機関となっている。

表 19 監査における評価及び見直し事項への対応状況

（単位：機関数、%）

年 度	監査の実施機関数						要 措 置 事 案 不 了
	要 措 置 事 項 の 有 る 機 関	全 部 措 置 済 み	未措置事項がある場合				
			対 応 予 定 有 り	対 応 予 定 無 し	監 査 直 後 の た め 方 針 未 定		
平成 27 年度	41 (100)	13 (31.7)	10 (24.4)	3 (7.3)	0 (0)	0 (0)	28 (68.3)
(参考)平成 26 年度	40 (100)	16 (40.0)	13 (32.5)	3 (7.5)	0 (0)	0 (0)	24 (60.0)

（注） 1. 各行政機関における主たる監査担当部局の名称は、資料 2－3①を参照。

2. 監査を実施していない理由は、資料 2－3②を参照。

（2）点検の状況

指針では、監査とともに、各機関の保護管理者（保有個人情報を取り扱う課室、地方支分部局等の長等）が、自ら管理責任を有する保有個人情報の取扱いの状況について、定期に及び必要に応じ随時に点検を行うことを求めている。

平成 27 年度に点検を行った保護管理者は、表 20 のとおり、保護管理者 26,124 人のうち、25,761 人（98.6%）となっている。

表 20 点検を行った保護管理者数

（単位：人、%）

年 度	保護管理者数	
		うち点検を実施した保護管理者の数
平成 27 年度	26,124	25,761 (98.6)
(参考)平成 26 年度	26,194	25,830 (98.6)

(3) 職員に対する教育研修の状況

平成 27 年度に対象機関において実施された教育研修の回数は、表 21 のとおり、30,838 回となっている。

その内訳をみると、総括保護管理者が実施した教育研修は 123 回、特定部局又は地方支分部局等単位で実施した教育研修は 30,195 回、他の行政機関等が主催する研修に参加させた回数が 520 回となっている。

表 21 教育研修の実施状況

(単位：回、%)

年 度	教育研修の回数			
		総括保護管理者が実施した教育研修の回数	特定部局又は地方支分部局等単位で実施した教育研修の回数	他の行政機関等が主催する研修のうち、職員に受講させたものの回数
平成 27 年度	30,838 (100)	123 (0.4)	30,195 (97.9)	520 (1.7)
(参考)平成 26 年度	27,308 (100)	121 (0.4)	26,754 (98.0)	433 (1.6)

(別表)

1 平成27年度途中における行政機関の組織改編

旧機関名	異動	新機関名
—	H27. 6. 25 新設	東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部
—	H27. 10. 1 新設	スポーツ庁
—	H27. 10. 1 新設	防衛装備庁

2 調査対象期間（平成27年4月1日～28年3月31日）後における行政機関の組織改編

旧機関名	異動	新機関名
—	H28年度中 新設	特定複合観光施設区域整備推進本部

(注) 本表は、平成29年3月1日現在の状況を記載したものである。